

開会 午前 11 時 19 分

○議会事務局主事（瀬々棕太郎君） それでは、これより互礼をもって始めさせていただきますので、起立をお願いいたします。相互に礼。

それでは、分科会長よりご挨拶をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、こんにちは。本日は定例会の後、お疲れのところ、よろしくお願いします。一応暖かくなったり寒くなったり、なかなか結構天気もあちこちしていますので、体調には気をつけていただければと思います。

午前中のちょっと時間がありますので、消防本部さんと、あと生活環境部の下水道課のほうの審査を行っていきたいと思いますので、議事進行にご協力をよろしくお願いします。

以上となります。

○議会事務局主事（瀬々棕太郎君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行につきましては分科会長、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第93号 令和5年度菊川市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務建設分科会所管に関わる項目を議題とします。

また、補正予算全体での自由討議がありますので、そういったこともちょっと頭に入れていただきたいことと、あと20日の予算決算特別委員会には、また委員会での審査内容を確認するための質問内容を、委員会の議事録が作成でき次第、また周知をさせていただきますので、委員のみの資料としていただいて、当日質問が出た場合に会議録にて確認してくださいと確認させていただきますことをご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言をするようお願いします。質疑の事前通知を提出している委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては12月20日開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、消防本部の審査を行います。八木消防長、所管する課名等を述べてください。

○消防長（八木一巳君） 改めまして、消防長でございます。

本日の議会の後、そのままということで、お疲れさまです。よろしくお願いします。今回の令和5年度菊川市一般会計補正予算（第4号）の消防本部からは、消防総務課と警防課になります。どうぞよろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。質疑を出された委員は挙手の上、通告順に質疑を行ってください。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。9款1項2目消防団員の報酬費についてお伺いをしたいと思います。説明資料のほうはタブレットのほうが118ページ。質問内容でありますけれども、消防団員の報酬、これが169万2,000円の減額がありました。この減額理由について、まずお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。

松本議員のご質問にお答えします。

まず、消防団員報酬の内訳につきましては、分団長、部長、班長などの階級に応じた額を定額で支払います年額報酬と、災害出動や訓練などの出動回数、こちらごとに応じまして支払う活動報酬がございます。

今回の補正につきましては、このうち年額報酬につきまして、当初予算要求時には消防団員数を見込みの人数として予算化していましたが、年度末までにおおむね確定人数が見込めたことになったことから、おおむねの確定の人数で求めた年額報酬、こちらと当初予算額との差額につきまして減額するものとなります。

なお、ただいまおおむねと説明させていただきましたが、こちらの理由につきましては、今から年度末までの期間におきまして、新規入団者があった場合につきましても年額報酬を支払う必要があることから、若干名分の年額報酬の予算を残しましてということでご理解をいただければと思います。

最後に、現時点におけます菊川市消防団の団員数ですが、年度当初から11月末までに女性消防団員1名を含みます7名の新入団員の追加加入がありまして、年度当初262名だった団員数は、現在269名となっております。

説明は以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

ただいま減額理由につきましては分かりました。

それで、令和3年のを調べてみますと、消防団の活動の実態調査というのが全国で行われております。その中で、災害等の出動に関する経費、これが約8,000円だそうです。それで、災害に関する経費、これが4,000円、日常的な活動に伴う発生する実費の額、これが約5万円程度、こういったものが調査の結果として出ているようなんですけれども、実質的には地方自治法で定められているかと思うんですけれども、非常勤の消防団員の報酬並びに費用弁償、こういったものの関係が、要するに基準が定められているかと思うんですね。そういった基準があるというような形になりますと、今、現状、報酬と費用弁償、いわゆるその基準を100とした場合、こういった程度にあるのかということで少しお聞きをさせていただきたいと、このように思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。

消防団員の報酬につきましては、昨年度の議会のほうで消防団条例の改正案を認めていただいたところです。報酬の額につきましては、先ほど松本委員がおっしゃられたように、活動に対しては日額8,000円であるとか、あと活動現場までの交通費であるとか、そういったものは国の基準に沿ったものということで、国の基準に対して100%の状態であるということでご理解ください。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 答弁漏れあるかと思うんですけれども、先ほど言ったいわゆる非常勤の消防団員のいわゆる基準、こういったものが自治法で定められているものはありますけれども、そういったものに対して、今菊川市のいわゆる報酬、費用弁償がどの程度になっているかということを確認したいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。

すみません、ちょっと説明が足らずに申し訳ありません。

現在の菊川市の消防団員の処遇につきましては、自治法に基づいても国の定めるもの全て

100%に満たしていることでご理解をいただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 補足説明で白岩課長。

○14番（松本正幸君） 基準の額が、じゃあ例えば30万で、基準の額が30万としますよね。

今菊川の報償費と要するに費用弁償の関係があるんだけど、トータルして28万にあるのか31万にあるのか、その辺について少し確認をさせていただきたいと、そういうことであります。

○分科会長（西下敦基君） 今松本委員との質疑で答弁を求めます。白岩課長。

○警防課長（白岩 勝君） 警防課長でございます。

まず、年額報酬が3万6,500円という基準があります。それに対して、団員階級で5万4,000円、あと階級ごと全てクリアさせていますので、それは100%以上ということになります。出勤報酬でございますけども、8,000円、4,000円というパターンがありますけども、1日出勤して8,000円、時間が4時間以下なら4,000円という基準がありまして、それは全て100%、8,000円、4,000円となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ということは、報酬のほうはそこまで、基準額まで行っているという解釈でよろしいですか。

○警防課長（白岩 勝君） はい、そのとおりです。

○14番（松本正幸君） そうのことですね。はい、分かりました。

もしそれが行っていない場合については、どのような形で次年度向かうのかというそういう課題があったんわけですけども、そういうことであれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。

今の報酬に関する基準に関してですけど、ちょっと追加で御説明させていただきます。

今年3月の議会で消防団条例、今先ほど言われたように改正しております。これは報酬に関する改正でして、実を言うと令和4年3月に総務省のほうから、消防団の出勤に係る費用支弁というか、報酬に関する基準が示されました。これに合わせて、今回条例改正をしております。あくまでもこれは最低基準の額となっておりますので、これを上回るような形で、今菊川市の消防団のほうは報酬になっているというところです。お願いします。

○14番（松本正幸君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑がなければ、事前による質疑を終了いたします。

ほかに何か質疑がございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、事前質疑を出してなかったんですが、ちょっと単純な質疑なんですけど、お願いしたいんですけど、説明資料の115ページですけど、常備消防施設管理費のところで補正が出ていますけども、消防庁舎の修繕費が出ていますね。今の現在地に移ったのが2005年でしたか、26年か、8年くらいたっています。ここで説明書を見ると、緊急対応を要する修繕が当初の見込みより多く発生したということですが、物によっては保証期間があつたりとか、劣化によるものとか、いろいろあるんでしょうけども、現状、この具体的な内容と、いわゆる維持管理における計画、修繕等における改修とか、こういったものがどうなっているか説明をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。

消防庁舎の建築、建設を使い始めてからおおむね10年たちまして、かなり悪い箇所が出てきております。本年度につきましては、主に水回りであるとか、あと空調の不具合、そういったものが想定外としてかなり多く発生しましたところで、今回補正をお願いするということになりました。

建物や施設の長寿命化ということで、消防団の取り組んでいる中で、おおむね使用年限とか耐用年数ある分につきましては計画的な更新を進めるということで、予算化をお願いしているところでございます。

本年度につきましては、まだ10年ということで、計画的な更新、まだ大きなものはないんですけれども、来年度から火災報知器であるとか、あと施設のほうには電動のスライドシャッターなどありますので、そういったもの、消防活動を軽減できるような形で、今後計画的な修理を進めてまいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 追加入団という先ほどご説明があったんですけど、当然報償費が全部入ってくるんですけども、今年7名ということなんですけど、令和3年度から令和4年度の実績というのはどういう実績になっているんですか。これ全て女性という意味ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田憲彦君） 消防総務課長でございます。

すみません、令和3年、4年追加入団、追加があるんですけども、特になかったと覚えております。ただ、本年度におきましては、例年年度末には連合自治会の各地区の定例会に伺いまして、地域として消防団員の加入を通してくださいとお願いしていたんですけども、本年度はちょっと早めにしまして、もう各地区へのお願いが終わっている中で、各地区の自治会長様から地域の依頼があったような形で、その他も一回新入団の方が、すみません、女性消防団員は1名です。その他6名が男性の団員になるんですけども、そのうちの3名が今消防団員が少ないという中で、もう一回消防団に入りますよということで再入団していただいた方になりますので、女性であるとか新入団であるとか、また再入団であるとか、そういった形で、合計7名の方に入団をしていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、消防本部の審査を終了します。

ここで職員の入替えを行います。

続きまして、生活環境部の審査を行います。鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長でございます。審査をお願いするのは下水道課になります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前通知による質疑はありませんでしたが、質疑のある委員がありましたら、挙手をお願いします。この後総務部も終わらせるということです。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） では、以上で生活環境部の審査を終了します。

ここで執行部退席となります。お疲れさまでした。

続きまして、総務部の審査を行います。佐藤総務部長、所管する課名等を述べてください。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部でございます。私どもは総務課と地域支援課、今回補正予算のほうは挙げさせていただいております。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。

初めに、事前通知を提出された委員の質疑から行います。

まず私が1番目で、2款1項1目で職員給与費の財政課、こちらが他の課に比べて3節の職員手当等の金額は多く見受けられますが、要因について伺います。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。

西下委員の質疑にお答えします。

職員給与費、財政課の職員手当につきましては、今回時間外勤務手当として250万円、期末勤勉手当として48万2,000円を計上しており、時間外勤務手当の増額分が他の課に比べて多くなっております。

時間外勤務手当の増額の理由といたしましては、財政課、財政係と資産経営係がございしますが、財政係においては2年ごとに受検する交付税検査、その該当年であることに加えまして、県から指定された検査日がほかの業務の繁忙期と重なったことから、受検資料の取りまとめや事後の対応に、時間外勤務による対応を要する時間が多くなったこと。

また、資産経営係におきましては、令和6年度から金融機関から交付金納付に係る各種取扱手数料の有償化、増額の要望というものを受けております。そういった中で、窓口手数料に係る市の負担を軽減していくために、行政課題達成プロジェクトとして今までの行革に代わるような取組ですが、として位置づけました税交付金における口座振替及び電子納付の推進に係る方針の策定、これにスピード感を持って取り組む必要があったことで、そういった業務に従事することが多くなったこと。

それから、火剣山キャンプ場に新たに指定管理を導入するということに伴いまして、指定管理者選定委員会の業務量が増加したことなどによりまして、時間外勤務による対応が多く

なっているため、時間外勤務手当の増が見込まれまして、これに係る分を今回補正させていただいたものですから金額が多くなっているものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑します。

まさに時間外これだけ多いと、健康とかに、そういったところが大丈夫だったかということを確認させてください。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。

確かに時間外勤務が多いんですけれども、それによって職員が体調を崩したりとかそういうことはないように、ちゃんと健康管理のほうはされております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

自分からの質疑は以上です。

関連質疑のある方はお願いします。次の質疑、2番目の質疑に移ります。

またこれも私からで、3款1項1目職員給与費で、社会福祉協議会ですね。質問は3節職員手当等の減額理由はということで答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。

西下委員の質疑にお答えします。

職員給与費、社会福祉協議会の職員手当につきましては、今回の補正予算で扶養手当を1万9,000円減額、住居手当を8万4,000円減額をしております。トータルでは期末勤勉手当の増額分も含めて8万1,000円減額しております。

扶養手当と住居手当の減額につきましては、本年度の人事異動で扶養手当と住居手当の支給対象となる職員が、本予算の部署であります社会福祉協議会に配置されたため、9月議会に提出した補正予算第3号で必要額を増額計上させていただきました。しかしながら、補正予算第3号を要求する際に、要求時点から議決されるまでの期間に流用対応による支出することとなる額について、本来控除して要求すべきでしたが、控除せずにそのまま計上してしまったため、必要額以上の計上となっております。このため、今回その分を減額計上させていただくこととしたものでございます。ちょっと確認が十分ではなく、申し訳ございませんでした。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑は私からありませんので、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 東です。

4款1項8目職員給与費、子育て応援課、健康づくり推進事業、87ページです。30万の時間外手当補正の理由を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。

東委員の質疑にお答えします。

職員給与費、子育て応援課、健康づくり推進事業費の時間外手当の補正理由についてですが、本予算は子育て応援課所属の栄養士の職員1名に係る時間外勤務手当を計上しているものでございます。

今回、時間外勤務手当を増額した理由といたしましては、当該職員が令和6年度に開設予定の子ども家庭センターの開設に向けた準備検討作業に従事しているため、その関係の業務量が増加していることでありますとか、昨年度末に健康づくり課の栄養士の職員1名が急遽退職したものですから、その後任として会計年度任用職員を配置しているんですけれども、その会計年度任用職員の栄養士業務のサポートをその職員が行っているということにより、時間外勤務が行っているため、今回時間外勤務手当の増額を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

そうしますと、この方、栄養職員ということになられるのでしょうか。そうすると、栄養士さんという感じで理解すればよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。栄養士の職員でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） こちら、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問、須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 須藤です。

7款1項1目職員給与費、商工観光課分をお聞きします。タブレットページ100ページになります。時間外勤務手当補正の理由をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。

須藤委員の質疑にお答えします。

職員給与費、商工観光課の時間外勤務手当の増額の理由といたしましては、商工観光課、2係ございますけれども、産業振興係におきましては、産業支援センターの立ち上げ準備でありますとか、ゴルフ場へのふるさと納税自動販売機の導入、中小企業者に対する省エネ設備導入補助金の創設、物価高騰対策補助金の交付処理などにより業務量が増加しているということがあるのと、もう1つの商工観光係におきましては、レンタサイクル事業の立ち上げでありますとか、火剣山キャンプ場の指定管理者候補の選定などの業務量の増加があることに加えまして、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして、休日開催の各種イベントへの参加等の業務が増加していることにより、時間外勤務が例年より多くなっているため、時間外勤務手当を増額させていただいたものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

今答弁いただいたイベント参加に関するところでちょっと質問なんですけれども、代休扱いではなく、全部時間外で手当をされているという認識でよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。

イベント等への出役は、半日単位とか1日単位で出るものについては、そういった時間で組み入れるものについては代休対応してもらっていますが、例えば半日と2時間とか、2時間だけ出るとかということになると、代休ということはできないものですから、その分については休日の時間外勤務手当の対応となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。

前回の補正の折もこの時間外の関係のお話というか、質疑の関係でさせていただいたんですけれども、令和4年のときと令和5年のとき、この12月補正の在り方として、10の課が基本的に超過勤務、いわゆる12月補正でやられておりました、4年度。

今回は少なくなったですね、やっぱり。そういった意味合いでは、いわゆる時間外の抑制というか、こういったものについて、ある程度何らかの対策を打ってやられているかと思うんですけれども、ただし、僕は思うのに、この3課の関係、財政課、それから子育て応援課、それと商工観光課、予算のときに事業を見た場合、かなりハードになっているセクションの課がいわゆるあるかと思うんですよね。そういったときに、なぜ同予算で予算を立てているかというのがクエスチョンマークなんです。いわゆる当初予算のときにこういうことが予測をされる、そういった思いで、やはり手厚く時間外の手当もつけておく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、予算の在り方というんですか、そこら辺について少し確認をさせていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。

時間外勤務手当の予算なんですけど、当初予算を要求する段階につきましては、議会に予算を提出する前に時間外勤務手当等の予算についても計上させていただいております。

当然、次年度に業務量が多いところとかということもそれは想定される部分もあります。そういったところに対しては、人的な手当ををすることもありますので、そのところと、そこに充てた人的な手当と、実際に年度に入って仕事をしていったときの差といいますか、なので業務量が多くなったとしても、例えば下水道課であればその分1名増員して、その分を1人に当たる負担が少なく、少なくというか平準化するようなところをやっているところもあるものですから、ちょっと当初予算を固める段階だと、まだ人の配置までははっきりと固まっていないところがあるものですから、松本委員おっしゃるように、これだけ業務があるんだから時間外もこれだけ配慮して増やしておくということが、そういうふうに対応できればいいんですけど、すみません、全てそういうふうに対応できるところではないところもあるものですから、ちょっとその点をご理解をいただければと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

そういったこともあろうかと思うんですけれども、やっぱり他課との連携というか、いわゆる協力体制というのが恐らく必要になってくる、これからもなる場面があるんじゃないかなと思うものですから、やっぱりある程度時間外が多くなることによって、先ほども健康の話に出ましたけれども、やっぱり人に負担をかけるという面で、すごくハードな部分になってくるという可能性もあるものですから、やっぱり担当課として、そこら辺を少し考えてもらっていく方がいいじゃないかなと思うわけですね。

当初予算のほうで、ハードな事業が幾つここにあるかということによって、かなりの時間外を加えた場合、月30時間が恐らくボーダーラインであるかと思うもので、そこら辺の関係を少し対策として打っていることがあれば、少し教えてもらえたらありがたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。佐藤部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） それこそ、今松本委員おっしゃっていたとおり、時間外に関しては職員の健康と密接に関わりますので、管理職においては月45時間、年間360時間という一つの目安がございます。45時間を超過した職員がいる部署の管理職におきましては、私ども総務課人事のほうで、そういう要因であるとか、業務をほかの職員に平準化できなかったですとか、そういったものを所定の書式がございますので、そういうもので報告を求めています。少なくとも、なかなか正直言って部署であったり担当する業務によっても、職員によっても時間外の多い部署というのが出てまいります。

先ほど総務課長ご答弁しましたとおり、当然年間に予測される部分もございますので、そういうときには人事的な配置であるとかというのもございますが、これはなかなか限られた職員数の中で、どこの部署も職員を増員増員ということで、この時期これから私どものほうにいろいろ要望が上がってくるわけですけども、そうしたものを調整をしながら年度をスタートさせていただいております。ただ、年度途中に発生する業務もあつたりとか、今申し上げたような、総務課長から申し上げたような要因が発生する中で、今回時間外の補正をさせていただきましたが、委員おっしゃっていたとおり、職員の健康が一番我々も心配をしているところです。これはもう心身ともにですけども、そういうところは部長以上も集まる政策会議という会議の場で、私のほうから前月の時間外の状況であるとか、主にどんな要因で時間外をしているかというものを三役含めて共有をしておりますので、あとはその

所属長のほうに下ろして対策を講じさせていると、そういう取組を行っているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。

○3番（坪井仲治君） 確認で。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。時間外の平準化という観点で、今定員の管理をやられていると思いますけど、その辺りをしっかり考えていただきたい。

それで、これ、いつも質問で出るんですけど、時間外の超過、増えた理由はというところをこれに記載していただければ、この部分の質問はなくなってくると思いますので、ぜひ理由を。多分突発的な業務であればその理由になるかと思いますが、常態化しているというところはちょっと理由にならないものですから、そういうところを含めて、この説明書に記載をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですね。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。

すみません、次の補正から、ちゃんと理由を記載するようにさせていただきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。この関係はよろしいですね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よければ、これで5番のほうのところ、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。

2款1項8目、タブレットのほうが23ページになります。防犯対策推進費ということで、地域支援策課とありますけれども、市有防犯灯の修繕箇所、それと灯具ですね、こういったものを恐らく取り替えているかと思うので、取り替え内容、それから点検はどのようにされているのか、また令和5年末までの取り替え修繕の予測ですね、こういったものをお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

松本委員のご質問にお答えします。

今回の修繕箇所は、菊川市沢田地内の新幹線ガード下に設置しております市有防犯灯の取り替え内容です。

内容は、LED防犯灯及びスイッチボックスの取り替えとなります。

防犯灯につきましては、自治会等から電気がついていないと、そういったご連絡をいただきまして、電気工事業者と現地確認を行い、故障が確定した段階で修繕を行っております。

令和5年度の11月末現在で、引き込み線修繕及び撤去の2件を実施しております。

過去の修繕状況を確認しますと、令和2年度は6灯で23万1,957円、令和3年度は1灯で1万9,800円、令和4年度は4灯で28万5,450円ということで、年度によって修理件数や防犯灯の修理によって修繕料にばらつきがある状況となっております。必要に応じて補正予算をお願いしてまいります。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、点検はどのようにされているかという、これは自治会の人からということでしょうか。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） こちらのほうから定期的にと行うことは行っていないけれども、自治会のほうから、夜ついていないよということのご連絡いただいて、現地を確認している状況でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今、点検はされていないというような形で説明があったんですけれども、やはり劣化の関係とか、こういったものが恐らく出てくる話じゃないかなと思うんですよね。やっぱり上についているということは光合成もあるわけですので、やっぱりある程度の点検というか、目視でも構わないと思うんですけれども、すべきではないかなと思っていらっしゃるんですけれども、どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

委員おっしゃるとおり、腐食とかそういうので落下されては事故につながりますので、定期的に少し見回るように、今後検討していきたいと思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

現在管理されている防犯灯、この数と、全てのものがLED化になっているのかどうか、その点をまず1点お聞きします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

今主要な防犯灯ですけれども、103か所、116基あります。LED灯は81か所の89基。それ以外ですね、東名や新幹線のガード下とか工業団地などの大型の街灯が22か所の27基。水銀灯とかそういうのですね。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 大型の防犯灯と、いわゆる今各自治会でつけている防犯灯がありま
すけれども、その関係の照度基準というんですか、要するに設置について、よく業者とか何
とかが推奨基準がありますよという言葉があるんですけれども、基準そのものが恐らくある
んじゃないかなと思うんですけれども、その基準について少しお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 一応ですね、今自治会に発注している、設置している防犯灯
ですけれども、20ワット相当、蛍光灯で20ワット相当のものをつけております。ただ、LED
なものですから、もう少しワット数は少ないワット数でその照度がかかっているというこ
とになっております。

基準につきましては、たしか照明から距離とかあったと思うんですけど、すみません細か
いことは。一応はそういう基準は満たしているような条件で設置はしているということをや
っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 水平面でのルクスというのがあって、恐らく3ルクスというのが基
本だと思うんです。大きな東名の横とか、そういったものについては少し確認は取れていな
いんですけれども、4メートル離れた時点でその人の姿、こういったものが映る、自分で見
れるような、そういったものが基準になっているようです。また少しその点はやっぱり調べ
ておいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑はいいですね。

関連質疑のある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後6番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。最後です。

2款1項11目で、地区センター管理費ということで、タブレットですと26から31ページになります。質問内容は、6か所の地区センター、コミュニティセンターの電気使用量減額の補正をしているが、ほか7か所の補正は必要ないのかという質問でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

坪井委員のご質問にお答えします。

地区センター、コミュニティセンターの電気使用量につきましては、10月末までの全地区センターの執行状況及び今後の支出見込みの確認を行っております。この点におきまして、当初予算と比べ、電気使用料に含まれる燃料調整費が大きく値上がりしたことに伴い、当初見込みよりも大きく不用額が生じる6か所の地区センター及びコミュニティセンターの電気使用量の減額を行うものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） もう一度、何が増えた。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

単価でいいますと、燃料調整費、これは大分、令和4年度と令和5年度を比べますと、大きく下落している。それが単価にちょっと影響しまして、見込みよりも少ない電気使用量で賄えるという状況でした。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。電気料が下がった理由ですね、それ。ここで質問で、6か所はそれを反映して減額をしていると。他の7か所について減額をしていない理由というのは。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 今までの実績と、1月までの実績と、あと11月以降の見込みを見まして、予算と突合しまして、大きく余剰のある分の地区センターにつきましては利用させていただきましたが、そんなに差がないところにつきましては、今後の単価の上昇も分からないものですから、補正をしないで、そのままの予算の中で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） すみません、減額の必要のない、差がないということは、使用量が増えたということになりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

使用量ですね、各地区センターごとに調べているのですが、必ずしも利用回数とか電気使用量によって、前年度よりも使用量が低かったから補正したとかというわけではないような状況になっています。ただ、全体的に見ますと、利用回数、電気使用量とも前年度に比べますと前年度並み、ちょっと高いくらいの電気使用量、利用回数になっています。ただ、利用人数につきましては2割ほど上がっている、全体ですね、状況になっております。

多分ですけども、令和5年度の予算につきましては、令和3年度の実績と令和4年度の10月くらいまでの実績を見込みまして、令和5年度の予算を、その当時コロナであったりとか、そういう利用のベースになる算出がなかなかうまく見込めなかったというのもあったのかなというふうに予測しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 補足ということで、佐藤部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。

今地域支援課長がご答弁申し上げたとおりなんですけども、我々担当課としますと、なかなか事業費でいいますと、こういう使用量的なものは減額をするのは心配なところが正直あります。当然例年の使用量を見ておりますので、これから暖房を使うようになって電気使用量が上がるであるとか、そういうものを当然見越した形で年間の予算は取らせていただいておりますけども、今課長のほうからもありましたとおり、やっぱりコロナ明けになって、活動していただいている回数であるとか人数も多くなってきたていただいておりますので、そういうものを見て、明らかにこの分は大丈夫でしょうということを今回減額させていただきましただけども、その他の7つの地区センターにつきましては、その辺も見越しながら、今回については減額のほうはさせていただいておりますので、その辺の事情であるというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、この関係の質疑は終了して、課全体で関連質疑があればお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で総務部の審査を終了します。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時09分

再開 午後 0時59分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて再開をさせていただきます。

続きまして、企画財政部の審査を行います。勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部でございます。本日の委員会には、企画政策課、営業戦略課、税務課が対象となります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。

3問、質問が出されておりまして、1番目を山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。2款1項1目庁内情報システム運用費ということで、タブレットの特定費、基本的なことになって申し訳ないんですけども、浜松市の行政区再編に伴う住民情報システムデータの修正、これはどのような修正ということになるのか、具体的にご説明していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。山下委員のご質問にお答えします。

住民情報システムのデータ修正の内容ですが、住民情報システム上で登録されている、例えば菊川市内に土地・家屋などの資産を持ち、浜松市に住所がある住当該法人や法人共有者等の住所データを修正するため、対象者データの抽出や一覧表の作成、一括で住所データを置き換えるプログラムの作成などの業務を委託するものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） すみません、結局、住民登録の個人約1万1,500件とか、数字的にたくさんあるんですけども、やっぱりこんなに変更というんですか、修正しなくちゃいけないところがあるということですか。

これはもう、1つに調べ上げたデータでこういう数字になっているということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長でございます。

作業としては、住民情報システムの中の話ですので、NECさんをお願いすることになるかと思いますが、予算を要求するに当たって見積書を取りますので、そのときに大体の件数とかについては拾い出しをしていただいた中で、ここに書いてある住当該法人については1万1,500件、法人は1,200件、共有者は90件、送付先等については約900件というようなデータについて修正が必要ということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） これは、土地とか資産ということなんですけれども、例えば、最初考えたときに、企業とか会社に勤められている方が、何か情報としてこちらでも持っていて、区が変わるということですから当然、向こうの企業の住所も変わるということですよ。その、例えば菊川に住んでいるけども、浜松の本社の会社の勤め先の住所が変わりますよとか、そういうことで変わるのかなと思ったけど、そういうことは関係ないわけですか。

○分科会長（西下敦基君） 回答、答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。

先ほど、一番初めの答弁でも申し上げたとおり、例えば菊川市内に土地や家屋などの資産を持っていて浜松市に住所がある。浜松市に住んでいるけれども菊川に資産が持っている、浜松市の自宅のほうに納税通知書とか送らなきゃいけないわけです。そうしたときに、区の再編があつて住所が変わるということで、そういった人たちの住所を新しい区に、再編後の区に住所データを直すということです。

それが数多くあるので、それを一括でデータのほうをプログラムで修正していくということです。

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、2番、どうぞ。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっと、関連で確認させてください。

浜松市の行政区が変わったというんですが、以前たしか、7区か8区ぐらい行政区ありましたよね。これが、たしか3つぐらいに行政区が変わったということで、それに対する事務処理とかシステム登録の予算ということになるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。

令和6年1月1日に浜松市の行政区が7から3に変わるということで、それに伴って、先ほど山下議員のご質問にもお答えしたとおり、納税通知書などを今後送るに当たって、正しい住所に送る必要がありますので、1月1日まではちょっと間に合わないかもしれませんが、予算をお認めいただいたらなるべく早い時点で新しい住所のほうに一括して修正をかけていくということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。

2款1項2目広報公聴費、タブレットのほうの20ページになります。

債務負担行為の番号が734、広報の印刷製本業務ということで、広報誌とくらしの便利帳ということでありますが、限度額1,023万円とありますが、この限度額の算出根拠。こういった面について伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。広報印刷製本業務の債務負担行為限度額の算出根拠についてですが、令和6年度は、現時点ではページ数や発行回数、色などの条件は今年度と同じものを予定しております。

そして、発行部数についてですが、今年度よりそれぞれ100部増を予定しております。広報菊川は現在1万5,900部、これを1万6,000部に、くらしの便利帳は1万5,600部を1万5,700部とする予定でございます。これは、世帯数の増加に伴いまして、各戸への配付部数も増えていることによるものであります。

また、金額につきましては、この条件で、過去に当市の広報印刷製本業務を受け負ったことがある印刷業者3社から参考見積りを聴取しております。その金額を比較しまして、3社のうち中間の金額を提示した事業者の見積金額を参考にして債務負担行為の限度額を設定しております。

以上で、松本委員のご質問に対しての答弁とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。発行部数等々はあって、令和6年、ほとんど令和5年と同じような形で出しますよということなんですけれども、3社の見積りを取っているということなんですけれども、恐らく単価のほうが毎年変わってきているんじゃないかなと思うんです。

その点についてと、あと、その3社の見積りを聴取した場合、いわゆるその業者と契約を結べないような状況にあるのかなのか。入札執行の場合には、よく見積り聴取した業者は外すということが言われておりますけれども、その点についてはどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。

まず、単価につきましては、こちらを上昇はしております。こちらは、やはりちょっと上がっているというところで業者のほうに確認を取ったんですけれども、やはり原材料費の高騰などで製作に係るコストが上昇しているということで、どの業者さんもお話がありまして、その関係で単価が上がっているというふうに認識しております。

また、見積りを聴取した業者が契約を結べるかというところに関しましては、そちらに関しては、特にそういった制約とかはございませんので、また今年度、契約を結ぶ際には、またちょっと業者のほうを選定して見積りのほうにお願いすることになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。そう言われますと、見積り入札か何かで結果を出すんですか。どうなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） そうです。入札のほうで行います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君）　ということは、要するに債務負担行為の先ほど言われた額が約1,023万円、そういうことでありますけれども、ここに何らかのヒントが出てきているという、1つのものが考えられるんですけれども、その見積り入札で執行する場合、おのおの見積りを出しているものでほとんど分かってしまうという、そういった関係はないですか。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君）　営業戦略課長でございます。

予算に関しては、債務負担行為の限度額につきましても公表はされますので、見ていけば分かるものかなと思いますけれども、そういうところでしか申し上げられないです。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君）　そういうことでありますので、当然、その執行の在り方というか、その点に少し課題があるように思うんですけれども、それでよろしいんですか。もしあれだったら部長から。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君）　企画財政部長です。これが請求額であり、あるいは予定価格が漏れるんじゃないかというようなご心配のご質問かと思っておりますけれども、このように1課のところで1つしか事業がないというような場合には、その金額がそのままこの事業費のように映りますが、最終的には手前どものところでもう1回、積算をして、入札をかける中では設計を組みますので、その中での上限というものは、ある程度示されるのかもしれませんが、もう一度、積算はします。

これまでの中でも、入札に対しまして、例えばものすごく安く入る年もありますし、この入札、だいたい何年か、かかっておりますけれども、指名委員会のほうで事業者を指名しまして、そこに通知を出して、こちらのほうの設計した金額に対して入札の状況を見るという方法をやっておりますので、設計はもう一度、こちらのほうでやりますので、そういった適正化というところに関しては、保たれているというふうに理解しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君）　今までどおり、そういう形でやられて問題なかったということでもありますので、それなりに説明できるような形にしておけばよろしいかなと、そういうふうに思います。

以上です。終わります。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ですね。ほかに関連質疑、ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問を私からさせていただきます。

2款1項2目菊川市魅力発信事業で、魅力発信事業業務委託料19万8,000円の委託内容は何
か。また、今後のスケジュールは、お伺いします。

答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。

最初に、魅力発信事業業務委託料19万8,000円の委託内容についてですが、本業務は、市政
20周年記念事業のオープニングを飾るシンボル事業として、本年10月1日に、菊川中央公園
で開催しました「茶畑の中心で愛を叫ぶ～菊川チャバチュー」を茶産地菊川らしく、令和
6年度の春の新茶シーズンに実施するための業務委託料でございます。

委託内容につきましては、イベントの開催に先立ち、本業務の企画運営に係る協力者を
得るためのコーディネート業務、関係者間の調整や参加者募集に係るチラシ、会場装飾品等
の製作などの開催準備業務、イベント当日の運営管理までの業務一式を委託するものでござ
います。

開催時期を4月から5月上旬頃に予定しておりまして、イベント企画から参加者募集に向
けた周知までの業務を本年度内に完了させる必要がありますので、債務負担行為と併せて令
和5年度中の必要経費として、企画会議の開催費用とチラシの作成費用を令和5年度の予算
として補正予算に計上させていただいたものでございます。

次に、今後のスケジュールについてですけれども、まず、本年度中に企画の検討や運営に
係る協力者の確保に向けた周知や協議等を実施いたします。また、イベントの周知や参加者
を募集するためのチラシを作成し、各種媒体を活用して情報発信を行う予定でございます。
そして、令和6年度に入りましたら、その開催に向けた各種の準備を進めていく予定でござ
います。

以上で、西下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。

再質問は、ちょっと自分から、このオープニングのシンボルイベントのイメージが、ある
程度、どのような感じでできているのか。まだ、そこは何もできていなくて、これから委託
業務で、そこではっきりさせるか。そこら辺がちょっと、イメージが湧くような話がしてい
ただければと思いますが、答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。具体的には、これまでもいろいろ関係、協力していただける方をお願いしながら、アイデアを出してつくり上げていくという形でやっておりますので、またそのいろいろなアイデアの中で20周年らしいものができればというふうに考えておりますが、まず、20周年のオープニングということですので、それにふさわしいようなオープニングセレモニー的に、今年も例えば下の広場で劇団剣士の方がパフォーマンスをしていただいたり、草笛の会さんとかバンド演奏をしてくださったりというのがありましたので、そういった部分でもうちょっと、プラス何かができればいいなというふうには考えております。

また、新茶シーズンですので、そういったところをうまく、こちらのほうも発信のほうがちよっと上手にできたらいいなというふうには思っております。

また、ちょっと具体的にはこれからいろいろ検討して、オープニングにふさわしい演出をどうしたらいいかというところは、ちょっと相談しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問、1点だけよろしいですか。場所はもう、そこに決定しているような感じでよろしいでしょうか。

答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。場所は、これまでと同じく、菊川中央公園を使って開催したいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。私からは質疑はございません。関連質疑のある方は、挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。業務の発注方法19万8,000円と、ばかに安いんですけれども、業務の発注方法は、いろんな方法があるかと思うんですけれども、どういった形にするんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。債務負担防衛を設定しておりますので、5年度と6年度を通して契約期間を設定して、6年度分の債務負担行為の来年度予算に上げる分、それから、今回補正予算で上げた分、合わせて1契約として業者を選定して委託をしたいというふうに考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

関連質疑はございますか。

○16番（横山隆一君） 別のことでいい。

○分科会長（西下敦基君） 関連がなければ、そのほかということで質疑を受けますが、16番。

○16番（横山隆一君） いいですか。16番です。

ちょっと教えてもらうというか、説明をいただきたいんですが、タブレットの7ページですけど、債務負担行為の705のところですけど、RPAシナリオ作成等の業務委託、補修業務委託か、限度額が298万4,000円となっていますが、この298万4,000円の金額の内容ですか、根拠ですか。こういうのというのは、どういうものか、どうなっているかというのがあるんです。

それで、RPAシナリオというのは、私も詳しくは分からないのですが、処理の手順であるとか段取りを可視化するものというふうになっているわけですが、どういったものを効果として狙っているのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。RPA保守業務委託の関係ですけども、まずRPAというのは、職員が今、手作業などで行っている入力業務みたいな単純作業、定型的な業務をコンピューターというか、システムを使って行っていくというような、職員の業務効率化を狙って行う事業になります。

見積りの関係ですけども、RPAについては、NECの職員のほうにシナリオ作成というか。

○16番（横山隆一君） 手順とかね。

○企画政策課長（田中義喜君） そうです。シナリオ作成を行うものですから、SEサポートとして、現課の事務、どんなシステムを組みたいのかというような事務の運用のヒアリングを行ったりだとか、先ほど言ったようにシナリオの作成とか検証作業、そういったもの。あと、現地での適用作業、そういったものを積み上げた見積りになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、その見積りというのは、こうしたものというのは、算出するのになかなか明確なものが難しいような気がするんですが、もし、具体的な内訳とかは分かるものがあるんですか。298万4,000円。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。R P Aの運用サポートということで、パッケージの保守料として115万2,000円、運用サポートとして1年間分、これが13万かける12か月分で156万円、合計で271万2,000円に消費税の298万4,000円という形になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 今の関連で、一点お願いいたします。

R P Aの運用サポートといいますけれども、自治体の情報システムの標準化、恐らくこの関係の事業なんですよ。それで……違いますか。R P Aですよ。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） R P Aは、特定の業務を、人が手作業でやっているものをプログラムとして……。

○14番（松本正幸君） 標準化とは全く関係ないんですか。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 基本的には関係ないです。これはもう、令和2年ぐらいからやっている事業です。

○14番（松本正幸君） 今、それだけ同時に進められていることもあると思うんですよ。

17の業務というのがありますよね。市民課の台帳とか、いろいろなもの。そういうものを関連して標準化していきましょと、これからやっていくような形になると思うんです。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） それとは、ちょっと別のものです。

○14番（松本正幸君） それとは別。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 特定の業務の省力化です。職員が……。

○14番（松本正幸君） それじゃあ、すみません、ありがとうございます。新しい事業ですね。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 省力化の一環です。

○分科会長（西下敦基君） すみません、挙手してからの発言を求めてください。誰がどう発言したか、わからなくなってしまう。

関連質疑はありますか。関連がなければ、全体として何か質疑があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで企画財政部の審査を終了します。

ここで、執行部退席となります。お疲れさまでした。

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。

続きまして、建設経済分の審査を行います。中川建設経済部長、所管する課名等を述べてください。中川部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部です。よろしくお願いします。

今回、4号補正の関係ですが、建設課、都市計画課、商工観光課、農林課の4課になります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。

山下委員から、1番目の質問をお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番。8款2項2目道路維持管理費、タブレットの103ページ、道路愛護資材のどのようなものが増となったのか。また、愛護団体の数が増えたのか。また、必要となった地域について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。山下委員の道路愛護資材のどのようなものが増となったか。愛護団体の数が増えたのか。また、必要となった地域について等についてお答えいたします。

初めに、道路愛護資材のどのようなものが増となったかについてですが、道路愛護資材、山砂利や採石が主なんです、今回、グレーチングやコンクリート資材の支給が増えたことによるものとなります。

次に、愛護団体の数が増えたのか、また、必要となった地域について伺うについてですが、愛護団体は自治会単位となりますので、自治会の数が今回、増えていませんので、団体の数に増減はございません。

今年度、愛護資材を支給した地域は、西方地区で田ヶ谷、堀田、公文名、内田地区で西平尾、東平尾、政所、六郷地区で牛淵上、下、河城地区で潮海寺、西富田、吉沢、下倉沢、小笠東地区では丹野の各自治会に支給しております。

以上で、山下委員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○17番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。8款2項2目街路維持管理費、説明資料104ページ、街路灯不点の原因と11月現在の水銀灯での設置件数は何件あるか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。松本委員の街路灯不点の原因と11月現在の水銀灯での設置件数についてはお答えいたします。

初めに、街路灯の不点の原因についてですが、灯具の玉切れや自動点滅器の故障によるもの、経年劣化によるものがほとんどとなっております。

次に、11月現在の水銀灯の設置件数についてですが、市が管理する道路照明灯で水銀灯が設置されているものはございません。

以上で、松本委員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ということは、LEDの関係は、もう既に更新をしてしまったという解釈でよろしいですか。水銀灯の関係なんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 水銀灯、過去には使用されていた時期は何本かあったと聞いておりますが、いつの時点か分らないですが、交換はもうされていて、市で管理する街路灯の水銀灯はないということです。

あと、先ほど言った普通のLED化については、特段計画はないんですが、今言ったように新たな生産はないものですから、故障とかがあるたびにLEDに変えていく状況になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 先ほど、防犯灯の関係も質問をさせていただいたんですけども、実質的に、いわゆる施設の設置基準、こういったもので明るさの関係もあるでしょうし、交通事故の関係を防ぐためにどれぐらいの基準があるのか。少し教えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） すみません、基準について、ちょっと具体的には細かく分らない

いんですが、確かに防犯等に比べ、街路灯、道路照明灯のほうが明るくなっているという基準はあろうかと思います。

要望をいただいて、横断歩道が暗いとか、交差点のあたりとか、そういうところで道路として必要なところにはつけているんですが、あまり明る過ぎると近所の方が苦情もあるので、そこら辺、要望があっても、一応、周りの方にもつける前にはご配慮してからつけるということになります。

すみません、基準についてはちょっとここで明確な回答できなくて申し訳ありません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3問目の質問を私からさせていただきます。

8款2項2目市単独道路維持整備事業費ということで、タブレットで105ページで、内容としては、道路舗装弁償金を充当することによる財源組替えとあるが、詳細について伺う。また、弁償金25万4,000円の算出根拠はということで、答弁をお願いします。

答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。西下委員の道路舗装弁償金を充当することによる財源組替えとあるが、詳細について伺う。また、弁償金125万4,000円の算出根拠はについてお伺いいたします。

初めに、今回の弁償金は西方地内で発生した違法盛土工事により、市道を破損してしまったことに対し、建設課発注による舗装復旧工事を施行したことに伴う弁償金となります。

工事に要した費用は、道路法第58条により原因者に負担金を求めることとなっておりますので、破損の原因者に弁償するよう通知いたしました。

今回の財源組替えは、その歳入を充当するためのものとなります。

次に、弁償金125万4,000円の算出根拠はについてですが、先ほど申し上げました建設課の発注で執行した延長110メートル、面積315平方メートルの舗装復旧工事に要した費用となります。

以上で、西下委員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は、自分のほうからはないんですけど、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。違法盛土というようなことなんですけれども、先ほど弁償金の関係は原因者ということでありますけれども、その原因者が、要するに弁済能力というんですか、そういった面についてどうなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 本人、うちのほうから納期を決めて、お支払いの納付書を送って、ちょっと現時点で、お支払い前に督促状を出して、今週、お電話をいただきました。

税金の滞納を僕、長くやっていたものですからですけど、税務課ともちょっとお話していて、本人の資力というか財産がこの負担金について調査する権限が、僕らは税金のように強制執行できるような、債権と同じようにできて、差押えできるような債権かどうかというところは、税務課と相談しております。

また、現時点で納期を過ぎてお支払いできていないものですから、松本委員がおっしゃるように支払い能力があるかないかというところで、今週お電話をいただいたときは、一括で払えないから分割で払いたいとか、お金が入ったら払うよということを言っているので、払う意思はあるかなと思っております。

今後、相手方とも交渉しますし、僕らに調査権があれば調査して、どこかに財産があれば差押えとか、そういうことができればいいんですけど、ちょっとそこを今、調査中です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○14番（松本正幸君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑のある方は。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。8款2項2目標社会資本整備総合給付金事業道路橋梁長寿命化の説明資料106ページです。

補修工事の内容は。今後の同様の施設で現状把握、健全性の判断、措置、長寿命化の対象となる工事場所とその優先順位を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。東議員の補修工事の内容は。今後、同様の施設での現状把握、健全性の判断、措置、長寿命化の対象となる工事場所と優先順位はについてお答えいたします。

初めに、補修工事の内容はについてですが、今回の補正は、耳川橋歩道橋の補修工事で、歩道の下面に足場を設置し、桁の補修、塗装の塗り替えを予定しております。

次に、今後、同様の施設での現状把握、健全性の判断、措置、長寿命化の対象となる工事場所と優先順位はについてですが、定期点検による評価結果に基づき、現状を把握し、健全性の判断、措置について、毎年度、個別施設計画を修正し、補修が必要となる橋梁について同計画に反映し、長寿命化を図ってまいります。

現時点で、次年度優先して補修を行う予定の橋梁は4橋となっております。

以上で、東委員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。8款3項2目市単独河川維持整備事業費ということで、説明資料が109ページになります。

市単の河川ということで、堆積された土砂の想定年数、それから河川の浚渫をするのに基準的なものがあるのかないのか。その辺についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。松本委員の堆積された土砂の想定年数と河川の浚渫基準的なものはあるのかについてお答えいたします。

初めに、堆積された土砂の想定年数ですが、河川への土砂堆積は降雨などの気象条件や上下流の状況はもとより、開発などの外的要因も加わることもあり、堆積量の増加は一様ではないため、想定年数は分かりかねます。

次に、河川の浚渫基準的なものはについてですが、河川の浚渫は河川パトロールによる点検や自治会、市民の方からの情報提供に基づき、浚渫が必要と判断した箇所について実施しております。しかしながら、河川の特性は河川ごとに異なることから、一律の基準は設けておりません。ただし、経年的な河床の上昇や河道の低速、慢速等により洪水危険度は高まるため、ハザードマップなどに基づく人家への危険度や、堆積土砂率に応じた対策優先度の高い河川において、本年度より緊急浚渫推進事業債を活用し、河川浚渫を実施しており、引き続き、河川の適正な維持管理に取り組んでまいります。

以上で、松本委員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほど河川パトロールの話が出ましたけれども、調査内容と、あとはやっぱり、いろいろ下の河川から大きな河川へ流れ込むという面から行きますと、浚渫された土砂が流れ込むような形になりますので、要するに、上部でしっかりと着実に浚渫するほうが望まれるんじゃないかなと思いますので、先ほど起債を通してやっていきたいというような形で言われましたけれども、できる限り、そういった整備計画みたいなものを、浚渫の整備計画みたいなものをつくって実施していただけたらと思うんですけども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。確かに、直轄の国交省さんは河川整備計画があって、国はその下流のほうから浚渫をしております。ただ、直轄河川と違って、県管理河川もそうですが、市の河川、河川の規模が小さいこと、先ほど申しあげました気象条件や上下流の状況による影響が多いため、計画的な浚渫というのがちょっとできなくて、今回、起債を借りるに当たって、コンサルに委託をかけて、市管理の河川の大きいところを調査して、今年5河川、来年また予算要求して緊急しゅんせつ的にやるものがあります。

今回、補正で上げさせてもらっているのは、職員の河川パトロールや地元からの要望で、現地を目視して、必要に応じたところをやるということなので、浚渫の計画をつくるというのはなかなか難しいというお答えになってしまうので、多分、県のほうもそうかと思います。市の河川はちょっと小さくて、数が多くて、距離も多いというところで、やっぱりパトロールが大事ななと思っています。

すみません、区画整理もそうなんですけど、計画的にやるというのがなかなか難しいところかなと思います。

以上です。

○14番（松本正幸君） 調査内容は。

○建設課長（浅羽 淳君） 調査内容は、職員が必要な河川を。

○14番（松本正幸君） 目視。

○建設課長（浅羽 淳君） 目視です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 分かりました。終わり。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方はお願いします。17番。

○17番（山下 修君） これ、河川管理ということで、堆積していた土砂がということなんですけど、逆に、計画箇所よりも浚渫されて下がっちゃってるというような河川というのがこう、いろいろ見受けられる、話には聞くんですけど、現状はどうなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。地元の方からお話されて、たまっているじゃないかといって見にいくと、もうこれ以上、掘れないようなところもあって、そうじゃないですよというご回答したことは何回かあるので、そこはパトロールで洗掘されている、たまっているのは見ていくしかないかなと、地元からのご意見をいただいて、見た目ではたまっているじゃないかと言われても、これ以上、掘れませんということを回答することもあります。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） その深く掘れてしまった部分の改修とか何とかということは、特に今はない。深くなった分には申し訳ないけど、それでいいというような感じですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。影響があるようでしたら補修するというか、元に戻すようなことはしますが、今のところ現場で見て、そこまでの影響はないと判断したら、そのままになってしまうところもあります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目の質問を山下委員からお願いします。

○16番（横山隆一君） ちょっと、委員長いいですか。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 今の建設課の部分だけで、関連じゃない。別のやつでもいい。これ、全部まとめてからの方がいいですか。

○分科会長（西下敦基君） そうしたら、6番まで建設課ですので、6番の、今から山下委員のやつが終わったら建設課で。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。11款2項2目の市単独過年災害復旧事業費ということで、タブレットは164ページ。

補正の額が非常に大きくなっているんですけど、内容説明をということと、国の災害対応

はないでしょうかということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。山下委員の補正の額が大きいですが、内容説明、国の災害対応にならないかについてお答えいたします。

初めに、補正の額が大きいですが内容の説明をについてですが、今回、のり面の崩壊による復旧になりますが、一般的にのり面崩壊による復旧はブロック積みによる復旧が多いですが、今回の現場は高低差が5メートル以上あり、一般的なブロック積みで5メートルを超えるブロック積みが使用できないことから、大型ブロックによる復旧となったことにより、補正額が大きくなったものです。

次に、国の災害対応にならないかについてですが、公共施設の災害復旧の採択基準の1つである道路幅員が2メートル以上あることに対して、被災箇所の道路幅員は2メートルを満たしていなかったことなどから、国の災害対応の該当とはなりませんでした。

以上で、山下委員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、先ほど建設課で質問したいということがあったので、16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、これも教えてもらいたいと思うんですが、今回、こうやって見ていくと、国の追加補正が出ています。この追加補正というのは、特定の事業に限ったものかどうかなんですが、というのは、このタブレットページの103ページのところで、債務負担行為の748号ですか、舗装面の老朽化による表層の剥離や穴等とかという事業に、債務負担行為として400万上がっているんですけど、債務負担行為を含むのではなくて追加補正というものがここに適用できないかどうかというのが1点です。

それと、もう少し具体的に、これはちょっと特定の事柄なんですが、表層面の老朽化による補修とかというものについては、ここのところ、何年か前から、もう大分前になるかもしれませんが、補修として、樹脂によるシール工法とかオーバーレイ法とか、いろいろ表層の処理というのはいろいろあると思うんですけど、プロにしてもらったような補修の仕方って結構あるじゃないですか。そういったものも、ここの中に含まれているかどうかなんですが、

その辺の説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。横山委員のご質問にお答えします。

今の、まず1問目の債務負担の400万についてですが、建設課のほうでは毎年、月200万当たりを補償補修に係る経費として見ております。この400万については、4月、5月分として毎年、債務負担をかけて200万ずつかかるよということでかけております。国の補正とは関係なく、通常、毎年当初予算に上げさせてもらっている中の債務負担行為となります。

あと、舗装補修については場所によって違いますので、オーバーレイをかけたりいろいろであって、必要な最低限のことになっちゃうんですけど、全面きれいにできればいいんですけど、やはりパッチングみたいになってしまうところが多いというのはお金の関係もあると言ってしまうとそれまでなんですけど、舗装のほうも個別施設計画となって悪いところを、先ほどの河川と一緒にパトロールや地元からの要望、情報提供によって直しているところもあるというのが現状です。

社会資本を使って面的にやるところも計画の中ではあるんですが、それ以外のところはやはり、その都度パッチングみたいな補修をしていくというのが現状であります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、ちょっと聞きたかったのは、今言う債務負担行為を設定するよりも、もし、今言う国の追加補正ということであるならば、そちらのほうに振替はできないかということです。

今言うように、オーバーレイなんかにしても、クロスを貼ったような補修というのは根本的な対策ではないわけですよね。そうすると、1つの目安にはなるわけです。そういった、今言う補修が多いところは全面舗装をするとか、オーバーレイを大規模にやるとかという話になってくるので、そういった意味からしても、追加補正をそういったところに適用できれば、わざわざ債務負担行為を設定することはないのかなと思ったものですから伺ったんです。その辺、どうなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。今回の補正が、もともと当初の内示が低かったのが戻ったりしている。耳川にしろ、本来、当初でやろうと思ったのを戻してやるとか、ほかの社会資本に使うというところがありますので、舗装に充てられるものがあればそうするの

がよろしいかなと思います。

以上です。

○16番（横山隆一君） いいです。失礼しました。

○分科会長（西下敦基君） 中川部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部長です。今回、国の補正は今、浅羽課長が言ったように、当初予算についていなかった部分が来たりとか、舗装の関係で言うと、長寿命化をやろうとしているある程度の一定の路線は毎年、今後も続いてそういったところは出てくる。

しかし、今回の債務負担行為分は、あくまでも単独で市のほうが、いろんな市道がいっぱいありますので、その管理をしたい中で4月、5月分だけは、もう早めに前倒しでやっておかないと、予算措置も現場のほうもできないということでかけさせていただいておりますので、そこの辺だけご理解いただきたいと思います。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑は、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。債務負担の関係なんですけれども、やっぱり考え方として、今、舗装の考え方、すごくいいことだと僕は思ったんですけれども、やっぱり小規模な工事、要するにそういったものは、とにかく債務負担をかけて早期に発注するような形に、そうやれば、基本的に市内の業者が潤うんじゃないかなと思うんです。やっぱり、そういった手法も取り入れてやっていただければいいんじゃないかなと思うんです。どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。中川部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部長です。前から、年間の工事の平準化というやつがやっぱり求められていて、今、言ったような、いい例で言うと舗装ですが、債務負担をかけて、ある程度のところからやっていくというふうにするのが一番いいかと思います。うちが今、やっているのが舗装のそれしかないものですが、適用できるものがあれば、なるべくそういったことで債務負担を取って前倒しで、もう4月から即動き出せるようにしていくのが一番いいかなと思っています。

ただ、なかなか市のやつだと公共事業に頼っている部分が多いものですから、どうしても交付申請、交付決定を待っての発注になると、少し後ろに行ってしまうというのが現実としてあろうかと思っています。

なるべくそういったものが確保できればやっていきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、建設課のほうはもう、次のほうに行っていたいでよろしいですね。

そうしたら、7番目の質問を坪井委員からお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。7つ目です。8款4項6目ということで都市公園管理費です。タブレットページが115ページです。

水道の漏水で11万7,000円増額と出ていますけど、この内容について、教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。8款4項6目の都市公園管理費の水道の漏水についてのご質問にお答えします。

この公園については、中央公園、中央公民会東の約200メートルのところにあります黒沢公園のトイレにおいて、大便器の中のタンクが故障して水が止まらなくなっていた症状が続いていたということでございますので、要はフロートの部分が故障していて流しっ放しになっていたというのが現状でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。じゃあ、同様の事象というのは全トイレ、ほかにもあるということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。大便器の場合、タンクがあって、タンクのところでこういうふうになっていたりとか、小便器のときも、ボタンの関係とバルブとパッキンの関係で出るのがあります。

現業の職員が公園を全て回っているといっても、毎日全て回っているわけではないものですから、地元から通報をいただいてそこを修理したいとかというんですけど、ちょっと黒沢公園のほうについては連絡のほうがなかったということがあって、ちょっとお金が出てしまったというのが現状でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、この都市計画課でほかに、もしあれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の８番目の質問を東委員からお願いします。

○２番（東 和子君） ７款１項４目火剣山キャンプ場管理費、説明資料99ページです。

債務負担行為、指定管理の開始時期が令和６年４月１日だが、今年度の施設の改修状況と今後のスケジュールを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事でございます。今年度の施設の改修状況につきましては、当初予算で施設のWi-Fiの設置、フリーサイトの開設、キャンプサイトへの電源設置とバンガローのエアコン設置が一緒の電気設備の設置工事と、あと維持修繕としましてバンガローの塗装と、この４件が今、当初予算でも上げさせていただいているところなんですけれども、こちらにつきましては、11月から12月に入札発注を用意しておりまして、来年の１月９日から２月９日をキャンプ場の施設予約を一旦止めておりまして、集中的に工事を進めるように進めているところでございます。

今後、その工事につきましては年度内に完了するのと、あわせて指定管理者につきましては、先ほど指定管理議案をご承認いただきましたので、この後、詳細な管理について協議を進めまして、今、ご審査いただいている債務負担行為の設定をお認めいただければ、１月中には指定管理者と協定を結びたいというふうな段取りで進めております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○２番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） なければ、商工観光課で何かあれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、９番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○１４番（松本正幸君） 14番 松本です。６款１項３目水稻振興費、タブレット93ページです。

農林課になりますが、例年この時期になると出てきますけれども、ジャンボタニシの被害拡大防止支援補助が余ったということだと思っておりますけれども、46万4,000円の減額理由と、今後の駆除支援の在り方、これについてお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。松本委員のご質問にお答えします。

減額理由ですけれども、当初予算のときには、J Aとか市内の薬剤販売店の前の年度の販売実績、そこから算定をして計算させていただいておるんですが、本年度の実績を確認しましたところ、昨年度の実績よりも減少していたことが減額の要因となっています。

なぜ、販売数量が減少したかというところなんですけれども、そこにつきましては、やはり冬季の気温が比較的低くて、そういった気象条件によりまして発生が少なかったということ。それから、この駆除事業も開始してから3年がたったものですから、農業者の方たちの散布のやり方、そういったものが定着したということが少なくなったということと捉えております。

今後の駆除支援の在り方についてですけれども、昨年度の被害の大きかった圃場ですとか、その周辺の圃場でやはり被害が減少しているというところも見られますし、また新しくこの事業を活用したという方も増加している状況もありますので、この薬剤購入補助というのは続けていきたいと考えております。

一方で、薬剤購入者数、それと市の補助金の申請者数、ここに差がありまして、薬剤を購入していても申請をされていない方というのがいらっしゃいます。これにつきましては、引き続き、農協や市内販売店と協力をしまして、購入者に対してこの補助金の活用をしてくださいということの提案を行うとともに、申請手続というのも少し見直しを図りまして、より多くの方が事業活用できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、説明があったように、薬剤を買っていても申請がないために支払いができないと、そういう形というのは、やっぱり考えてみて何か問題がありますよね。いろいろな手法があるかと思うんです。こういった制度を基本的につくって被害防止をするんだという気持ちがあるならば、そこまでやっばり的確にやる方法を少し、農協とも連携しながら考えてほしいなと思うんです。

今回、この46万4,000円、この減額は、もう既に余ったという感覚で、まだ3月まであるけれども、この46万4,000円は不要になったという解釈でよろしいですね。そういうことですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。46万4,000円については、もう補助金の。

○14番（松本正幸君） そういうことです。減額しておりますんでね。

○農林課長（大浦地明久君） 申請については、これからまた申請を使わない方とか使っている方、その方たちに申請の中でどういうところが引っかけられますかというところもちょっと聞きながら、やはり、うちも補助金を出す以上、どうしても必要なものというものはあるものですから、そのものがしっかり入った状態で、これだったら補助金払えますよというもののことで、少し簡素化とか、そういったことができれば検討していきたいというふうに考えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。ジャンボタニシの被害の関係なんですけれども、現状を把握して、担当課として被害が少なくなっていると思いますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。やはり、年によって発生状況が変わってくるものですから、私もちょっと、自分の近くの農業用水を供給している水路なんかを見ると、やはり、タニシの卵がたくさんついている年と少ない年というのがあるものですから、やっぱり少ない年というのは発生が少ないのかなというふうに思います。

そうした中で行くと、気温とか雨の状況、そういったものも影響しているのかなというふうに思います。

今回、薬剤散布というのが、そもそも圃場に入らないようにするという趣旨もありますので、そういったことで考えると、被害を防げているのかなというふうには考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○14番（松本正幸君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑は、17番。

○17番（山下 修君） ちょっと教えてください。ジャンボタニシの除去で、稲が育っているときの除去の方法と、あと刈り取りが終わった後に、石灰石とか、ああいったものをまいて10月か11月頃に除去するという方法もあったと思うんですけれども、そういった方法は今、活用されていない。ここで予算が決まってしまったということであれば、そういう処理の仕方といいますか、対策の方法は取られていないか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。農林課としましては、これまでの公共水路内の捕獲というのをやってきまして、その中で、捕獲をしても農業者の皆さんが圃場に薬をまいているという現状もありまして、そういった中で行くと、やはり先ほど申し上げました

とおり、圃場に入るのを防ぐという意味で行けば、薬剤散布ということで今回、始めさせていただきました。

今、山下委員からも言われました、圃場に石灰をまいてという方法も1つ、あるかと思いますが、田んぼを起こしたりとか、そういうことで、物理的にという方法もありますので、そういうところを考えていくと、私どもとしては今、薬剤散布で行きたいと考えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から関連質疑をさせていただきますが、購入される方で申請をしていない方の割合とか、逆に申請している方の割合とか、もし、そういったのがざっとあればと思ったんですけれども。

答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。令和5年度の補助の実績として、36人の方が53万5,300円という額となっていて、販売店の販売実績というのが、令和5年度が242人ということで、販売の総額なんですけど500万とかの金額となっているということです。

○分科会長（西下敦基君） 1割程度しかないという感じですか。分かりました。

関連質疑はございますか。では3番。

○3番（坪井仲治君） 今の件で、販売箇所というのは農協の関係、今、販売された人数が把握されていますけど、そうすると、何か補助申請を促すのは簡単なことのように思えるんですけど、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。薬剤販売店に確認をしますので、農協とそれ以外の販売されているところに確認をした実績となっています。

活用については、これまでもそういう補助がありますよということでご案内をさせていただいていたんですけれども、なかなか伸びていないという状況もありまして、本年度は事あるごとにといいますか、そういう水稻をやられている方に会うたびに、こういうのがあるから使ってくださいねということをアナウンスはしていたんですけれども、やはり補助額によって1,000円になってしまう方とか、大きなところではお金がもっと大きな金額になったりとかということで、実際1,000円で申請されている方もいらっしゃいますので、そこを先ほど言われたとおり、申請の中に少し改善できるものがあれば促しをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑はございますか。なければ関連質疑、16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。再々、申し訳ないんですけど、ちょっと気になるのは、購入する方ということですが、今、中間管理企業で受託組合、営農組合であるとか、受託農家もあるわけですが、そういったところの方というのは、かなりの広い面積を受託してやっているわけです。そういったところだと、こういった活用というのはかなりできるように思うんですが、今、話を聞いているとそうでもないような話なので、受託組合、営農組合なんかそういったPRをすればかなり活用ができるように気がするんですが、そうじゃないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。この補助金は上限がありまして、上限が最大5万円というところもあります。実際に、受託営農組合さんからもしっかりと補助金の申請が出ていまして、令和5年度、4万4,800円という補助金をお支払いさせていただいているという状況です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、10番目の質問を山下委員、お願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。6款2項2目県費補助安全施設整備事業費ということで、タブレット95ページ。

60万円の財源組替えが行われていますが、緊急自然災害防止対策事業債を組み替えると言われるんですけれども、このメリットというのはどういことがあつてされるのかということのご説明をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

本事業は、下平川地内の用水路への転落防止柵を設置する工事でありまして、当初予算では県単独農業農村整備事業補助金、こちらを活用しまして、事業費の3分の1の補助によって事業を計画しておりました。残については、一般財源としております。

県から補助金の割当ての連絡があつた際に、この緊急自然災害防止対策事業債というのが

充当可能だということで連絡がありまして、その中身としましては、この事業債というのが事業費の補助残に対しまして10万円単位で充当ができてまして、この起債の額、これに対して70%が交付税措置をされるものですから、借入れよりも少なく返すということでメリットがあるということで財源組替えを行うものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 確認です。交付税措置が70%ということですか。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑で、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今の元利償還金に対する交付税措置70%と言いますけれども、基本的に元利償還金に対する交付税の見込額は分かりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。すみません、その償還額について今、資料を持ち合わせていませんので、後ほどお渡しするのでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 結局、交付税措置されるものだけなので、その60万の利子を補填するような形になると思うんですけれども、その関係、要するに財政措置ということでございますので、なかなか難しい計算、ややこしい計算になってくるので、本来そこが入ってくるかどうかというのが明確に見えていないような状況になるような感じがするものですから、そのところはしっかり担当課でつかんでおいてください。それでいいです。

○分科会長（西下敦基君） では、ご意見ということで。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。最後でございます。6款2項3目ということで、農業施設維持管理費です。

農業施設の復旧ということで、友田、横地、赤土区内で実施されていますけど、その内容についてお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

この本予算につきましては、用水路や排水路などの破損により、機能が発揮されていない農業用施設の緊急修繕を行い、この用水の安定供給や排水性の確保、そういったものをしま

して、農業生産の維持管理を行うものとなっております。

今回、友田地内におきましては、用排水路の継ぎ目の段差により漏水が生じまして、こちらの修繕を行いまして、用水の安定供給と排水性の確保を行うものです。

また、横地と赤土につきましては、道路横断の管がございまして、こちらが破損して漏水をしておりまして、それに伴って道路が少し下がっているような状況がございますので、こちらの補修を行って、用水の安定供給と道路の安全な通行、こちらを確保するものとして実施するものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3番（坪井仲治君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、農林課全体で何かあれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で建設経済部の審査を終了します。お疲れさまでした。

よろしいですか。続きまして、監査員事務局・議会事務局の審査を行います。

椎原監査員事務局長、落合議会事務局長、所管する課名等を述べてください。椎原事務局長。

○監査委員事務局長（椎原佳顕君） 監査員事務局長の椎原です。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 議会事務局の落合です。所管は議会事務局総務係です。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前通知による質疑はありませんでした。質疑のある委員がありましたら、挙手にてお願いします。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なしということで、以上で監査員事務局、議会事務局の審査を終了します。

ここで、職員は退席となります。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時15分

開会 午後 2時16分

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 流れで、最初に総務部ですと給与の関係の補正なんかの話が多かったのかなと思いましたね。

○3番（坪井仲治君） 消防もありましたよね。

○分科会長（西下敦基君） 消防もありましたし、あと、そういったところからご意見があれば、順番に。

○3番（坪井仲治君） 消防から行きますか。

○分科会長（西下敦基君） まず消防から最初に始めたので、消防団員報償費ということでご意見がありましたが、これについては自由討議を、ご意見があればお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 消防団の報償費の関係で、少し説明をさせていただいたんですけれども、実質的に令和5年度の当初予算から要するに団員の報酬とあと費用弁償、こういったものの関係について、基準に満たすような形の見直し、いわゆる要望をしてお願いをしたら予算がついたという形になっているんですけれども。

実質的にやっぱり消防団というのはなかなか夜の休んでいるとき出動したり、いろんな関係の出動のたくさんありますけれども、やっぱりそういった団員報酬とか、そういった手当てそういったものの関係については、やっぱり基準どおり、びっちり出してあげるとというのが本来の形じゃないかなと思いますので、そのために質疑をさせていただいたものですから、100%というようなお答えをいただきましたので、まずは安心をいたしました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連してこちらにご意見あれば。7番、私からで。

規定がありますと今、団員が少なくなって、団員の方がまた誰かをお願いしたりとか、そういった業務とかもなかなか大変になっていたりとか、結局、出動すると危険なところもあるので、危険手当のところもやっぱりあると思います。

やっぱりできれば全体よりもちょっと菊川はいいよというような感じで、やっぱり多少な

り手を多少、他よりもいいですよみたいな感じで、今回、人もちょっと増えていますけど、もうちょっと何かそういったメリットがあるようなことをしていただければなと私は思いました。以上です。

こちらに何か意見ある方は現場の方の意見とか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 消防の関係は、よろしいですか。

次に、審議させてもらったのが、一応総務部ということで、総務課と地域支援課があったんですけど、給与の関係がやっぱし補正で人件費、時間外が多かったですとか、ちょっと載せてなかったものを載せたりとかということもありましたので、これについてご意見をいただければと思います。14番。

○14番（松本正幸君） 時間外の説明をさせていただきましたけれども、基本的にどこの自治体もなかなか財政的に厳しい状況であるということはあるんですけども、昨年度、時間外の手当の形を調査をさせていただいたら結構あるんですよ。約6,000万円ぐらい、出す予算が6,000万円くらいあって、12月補正が約800万円ということで10課上がってまいりましたけれども、昨年度の補正の状況に鑑み、予算の関係が時間外手当の関係が3課ぐらいになったということは事実だと思います。

今回の財政課と要する子育て応援課、それと商工観光課。そういったところが主なあれだったんですけども、当然、事業が正しく発生する場合については、当初予算でしっかりと時間外手当もカバーしながら組んでいくということが、本来、単年度の予算審議というか、そういったものの観点からやっぱり望まれるんじゃないかなと思うんですよ。

なぜ昨年度の予算をそのままに上げているのか、少し実態が分かりませんが、やっぱり予算そのものを上昇させるということがなかなか厳しい状況の中での形だと思うんですよ。そういったことで、明確にやっぱり付けるべきところは付けるそういった形を取っていかねばならないとそういうふうに感じました。

それといわゆる時間外勤務の抑政策、縮減対策というか、こういったものにも当然取り組んでいかなければいけないと思います。職員の健康管理もそうですし、やっぱりこれからの時代というのが一人の残業によって照明は使います、電気量使いますよね。そういった関係もありますし、恐らく光熱水費というような形で係わってくるんじゃないかなと思いますので、かなりの形で財政負担がされているかと思うので、皆さんで残業するなら分かりますけれども、端的に一人、二人の関係で照明を一人がつけてしまうとかありますよね。暖房

も恐らく暖房は消してしまいますので、恐らく自分で暖房を持ってきてコンセントを差してやっている冬は。そういう関係もあるんじゃないかなと思うんですけども。

そういったものを含めて上限の目安の時間の設定とか具体的な縮減対策、こういったものに取り組む一つの方法も必要だなと思いましたので、そういうことで自分が思ったものから、一応そういうことでお願いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） またこちらの給与費の関係でご意見があれば。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。

やっぱり新しい事業とかを始める場合の業務量の把握とかというのが、当初予算を組むときに読み切れないみたいなのところがあって、答弁を聞いていてもそういう感じがするんです。そういったしっかり練る時間を設けてやらなきゃいけない。

誰が来るのかな、係長ぐらいが来るでしょうか、課長なんかが来るかもしれないけれども、そういう時間をしっかり取れるような体制にしないといけないなと思いますし、それによって翌年度の人員配置というのもしっかり決まってくるんだと、こういうことだと思うんですけど。

そういう余裕を持たせるために、自治体のDXの推進という形の中で、ある程度、典型的な仕事は全てDXの方で処理するとか、PDAとか何とかそういった部分を、そういったものを積極的に採用していくことで余裕を持たせるということも必要なんじゃないのかなと、こんなふうに感じ、ます。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見。3番。

○3番（坪井仲治君） 時間外に関してですけど、定常化している部署も一部あるかもしれませんが、特発的という部分で定常化、突発的という部分も含めまして、定員管理というところで人員配置をしっかりと一度考えるという部分と。

あと突発的という、これから新規事業を起こすときなんかは、インフルエンザのときは業務応援ということで部署を応援に行ったということはありますので、そういうやり方も可能かと思いますので、そういうことを考えればある程度時間外というんですか、勤務中の時間外の平坦化というのは可能かと思いますので、そういうところをやってほしいなと思っております。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。一点、自分の方から、当市で人的手当はしていますが、予測と実際にまた差が出てこれだけ時間外ができてしまうこと。またいろんな課から要望があるということで忙しいところに忙しくないところの人をちょっと手伝いに行

かせるとか、そういったことが可能かなと思ったんですけども、どこの課も大変だということで、業務量を減らしていくことをやっぱり考えていかなきゃいけないかなと思いました。

議会としてできることとして、事務事業評価とかで、これはあんまり力を入れなくてもいいのかなというのは、だんだんやめていってもらうとか、そういったことを議会として提案していくべきというようなことを考えればなと思いましたので、そういったことができればと思いました。

以上です。

ほかにこの件に関してご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、一応、総務の方はよろしいですか。地域支援課の話がありましたし。

ほかに次ですと、企画財政部ですと庁内情報システムのこととか広報公聴費、魅力発信事業とかの質疑がありましたが、これに何かご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） あとで全体で何かあれば言っていただければと思います。

最後に建設経済部では建設課で道路関係、川のこと橋のことがあって、都市公園の利便性は分かりましたし、キャンプのことも必要予算は議場で結構やっていたと思うんですけど、あと農林課のちょっとジャンボタニシの関係はちょっと問題があったかなと思ったんですけど、建設経済部についてご意見があれば挙手にてお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 手を挙げる前に。6番 須藤です。ジャンボタニシのところでお聞きしながら思っていたんですけども、身近に該当者がおりましてジャンボタニシの薬買っているんですけど申請してないということで、理由を聞いたら数千円のために申請する手続きが面倒くさい。

利用者から見ると煩雑な手続きをわざわざ市役所にしに行かなきゃいけないというのは、二の足を踏む原因になっているようです。なので、手続きの簡素化というのもやっていただきたいと思いましたし、あと小さく田んぼやっている人だったら数千円ですけど、かなり今、田んぼの面積も大規模化しているので、大規模化した田んぼを耕している人に上限5万円という、やっぱりちょっと少額なのかなという印象も受けました。

その点ちょっと見直されるということだったんですけども、手続きの簡素化と上限の緩和というところを検討いただけたらなと感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　まずこれに関連してご意見があれば。2番。

○2番（東　和子君）　2番　東です。

私分らないんですけど、要するにスペース、広さによって補助金が出るのか、金額ありきで一律補助金が出るのか、そこら辺はどうなんですかね。

だからと言って須藤委員がおっしゃってみたいに、水稻をされる方の個々に農業をやっている量も違うでしょうし、そこら辺で全てが一律というのと、またそこは違うのかなという気がするんですけど、ちょっとそれを教えていただきたいですね。

○分科会長（西下敦基君）　6番。

○14番（松本正幸君）　要綱があるの。

○6番（須藤有紀君）　今、検索したら令和3年から令和5年までの補助制度ということで出てきてまして、補助対象薬剤購入費の3分の1以内で上限5万円ということでした。申請の補助率が。

○14番（松本正幸君）　面積なんかは。

○6番（須藤有紀君）　面積は特にないんですけども、その面積当たりの薬の量が決まっているので、どのぐらいの量を耕しているかによって購入する薬の量が決まってくるんだと思います。

○分科会長（西下敦基君）　はい。

○14番（松本正幸君）　大きくやっている。

○2番（東　和子君）　そういうことですよね。

○分科会長（西下敦基君）　7番　西下です。

申請がやっぱ大変だったら、もし1,000円だったらもう買うときはもう900円とかで買えて、100円分はもう市が裏で負担するとか、もしその申請が面倒くさいって言うんだったら、ある程度市がもうその分を持ちこたえるような業者と話をして、なんかそういった方法の方がもしかしたらもっと出るのかなと。自動的に引かれる話になるのかなと思ったので、そこら辺はまた行政のほうでちゃんと検討していただければなと私は思いました。

ほかに、この件で関連してご意見があればお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　なければ、ほかに建設経済部の中でご意見があれば。川の関係が結構あったと思うんですけど。3番。

○3番（坪井仲治君） すみません、タニシに盛り上がっているのですが、これもう販売者が申請すればいいだけのことになると思うんですよ。いちいち農業者が買って、その金額が上限5万円、あと3分の1ということで、それについてそういうことはできないんでしょうかね。販売業者さんと行政という契約が、農業者個人ではなくて。

○2番（東 和子君） まとめて……。

○分科会長（西下敦基君） 坪井議員。

○3番（坪井仲治君） できたらいいなという意見です。

○2番（東 和子君） そのほうが簡単ですよ。

○分科会長（西下敦基君） ほかにジャンボタニシまだあれば……。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければほかに。17番。

○17番（山下 修君） ちょっと補正とは違うかもしれませんが、これ事業系の建設課にしろ、都市計画にしろ農林課にしろ、地元の中小企業から仕事がないよと、なんとかしてくれよというのを言われているというような話があって、補正でもなにかこの中小企業対策、建設業対策みたいな、こういったものを状況を見ながら積極的にやらなきゃいかんのじゃないかなと、こんな気はしているんですよ。

私は結構、建設関係のコロナ以降倒産しているような企業もあるし、いざ災害でも起きたときには、本当に非常に頼りにしなければいけない部分の業種なものですから、その人たちを継続するために何か考える、予算を組むということが必要なんじゃないかなと、そう思うんです。

そういう意見があったというような話を仕事がないという、今の時期にないとなれば、もう4月頃まであるわけじゃないのでね。そういうことを考えています。

○分科会長（西下敦基君） そういったご意見が補正とは関係ないかもしれませんが、ちょっとだけ、それにかぶせちゃいますけど、7番ですけど、それこそ草刈りとかが結局、自治会でできないか。だったらそういった業者さんでやって、あと予算を振り分けるとかそういったことも考えられるのかなとちょっと思いました。補正とは外れてしまいましたので、次は補正に関係ある話を誰かいただければと思います。14番。

○14番（松本正幸君） いろいろな債務負担行為の関係がいくつか出ているんですけども、手法とすると本来的には総計予算主義というのも基本であるかと思うんですけども、やっぱり請負の工事の関係、市を活性化させていくためには、要するに仕事がないと回っていか

ないという一つの職種があると思うんですね。

やっぱりこういったいわゆる繰越明許の事業とか債務負担行為をかけて4月からできるような事業を持ってくるとか、いろいろ考え方とするとあるかと思うんですけれども、請負工事の関係を先ほども僕やってもらったんですけれども、実際に当初予算事業として組みます。そうなるとそのままの形でいくと6月までは入札執行とか、そういったものに関わって、何も事業の発注ができていかない、そういうことが起こると思うんですね。3か月間はもう全くないよというようなことが起こり得ることがあるわけですね。

それをなくすためには、簡単な事業、いわゆる簡易な事業として市内の業者ができるような、そういった工事を要するに繰越明許でもいいし、債務負担をかけて実質的に4月からすぐでも事業を行えるような、そういったものを考えていく必要があるんじゃないかなということだと思います。

それと、逆にマイナスの債務負担行為をかけて、マイナスの面というのがあるような気がするんですけれども、やっぱり先ほど言ったように総計予算主義ということになりますと、当然、予算へ組み込んで審査を受けながらクリアしながら、その1年間で使いますよということでやられているんですけれどもね。そういった方向にするための努力的なものも、ある程度必要になってくるんじゃないかなということを考えているんですけれども、そういった手法が取れるということは、そういった形しかできないんじゃないかなと思っているんですけれども。

1点、マイナスということを行ったんですけれども、北幼稚園の関係、あれ債務負担行為をかけてあるんですね。そうやりますと、当初予算へ編入しなくてはできないもので、審査もやられると思いますけれども、債務負担行為をかけてあります、そこで説明してありますってそれっきりになってしまうような気もするものですからね。

そうじゃなくて、やっぱり予算かけたときにしっかりとした審査を受けるということが本来の形だと思うので、その点が、少しマイナス面が起きるんじゃないかなという心配面はあるんですね。もう既にかけてありますよというような形が言われるとまずいなという気がするものですから、そこが一つ心配な点はありました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 7番、関連で、債務負担行為で番号と期間と事業名と概要と限度額しか出てこないの、これに詳細をつけていただいてどういった積算で、この金額になったかというのは、ちょっと事業所を明文化していただいたほうがいいかなと私は思いました。

以上となります。

ほかに、債務負担行為の関係の意見とか、ほかにあれば割と今意見がそれぞれいろんなジャンルで出たと思いますので、何かあればということで。17番。

○17番（山下 修君） 大井川水道企業団の決算の関係があって、その中に繰越しの金額の説明ルールみたいのがあって、終わった後、関連工事が完了した令和4年度、それがちょっと遅れて報告されているんだけど、そういった繰越しとか債務負担の関係のその部分だけを報告する義務を完了したという、そういうことも必要ではないんじゃないかと思っています。

○分科会長（西下敦基君） また、何かご意見があれば。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、議案第93号のうち、総務建設分科会所管に係る項目の審査を終わります。

ただいま出されました質疑等をもとに分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任お願いします。

以上で、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会で予定されておりました全ての審査が終了いたしました。お疲れさまでした。

最後に、坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副分科会長（坪井仲治君） どうも朝から議会、大変長い時間でしたけども、お疲れさまでした。この後、我々分科会長報告をしてまいりますので、またご協力をよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議会事務局主事（瀬々椋太郎君） これをもって終了いたします。ご起立ください。

相互に礼。

閉会 午後 2時40分